

地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準（案）について

「地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準」の素案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）に寄せられた意見等を踏まえて、案を取りまとめた。

1 パブリック・コメントの期間

令和5年11月21日（火）から令和5年12月20日（水）まで

2 寄せられた意見等

- (1) 件数：23件（12人・1団体）
- (2) 主な意見等の内容

「促進区域に含めない区域」に関する意見

意見の要旨	県の考え方
風力発電について、保安林を一律に「促進区域に含めない区域」とするのではなく、級地区分で扱いを分けてほしい。	保安林の級地区分は保安林の指定解除の審査における要件の一つであり、級地区分のみにより保安林の指定の解除を判断するものではないことから、「促進区域に含めない区域」の該非を分ける基準としては扱いません。
促進区域に含めない区域等の具体的・定量的イメージを把握できるよう、岡山県下での促進区域に含めない区域等の地図と面積を加えてはどうか。	区域の指定等の最新の情報は、それぞれの関係法令を所管する機関が管理しており、一律に地図で示すことは困難です。

「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」に関する意見

意見の要旨	県の考え方
<p>表 2-3 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響</p> <p>濁水は、水道だけでなく水生生物等に大きな影響を与える。魚等の生息環境や産卵場、餌となる着生生物の生育環境を脅かさないように配慮する必要がある。（P9）</p>	水生生物等への配慮について、環境配慮事項である「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」において記載しているところですが、「生息地」に産卵場所や餌場等が含まれていることを明確にするために注釈を設けることとします。

<p>希少動植物に係る調査が行われていない箇所を促進地域の候補とする場合、調査を義務付け、その費用は県が持つべきである。</p>	<p>必要に応じて関係行政機関や有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討するように記載しており、調査の義務付けや費用負担は考えておりません。</p>
<p>表 2-3 主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響⑯ 学校外での環境学習・自然学習の場として利用されている場所等があるため、「主要な人と自然との触れ合い活動の場」に「教育活動に利用されている場」を追加してはどうか。(P16)</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>
<p>表 2-7 大気質への影響②、悪臭による影響⑧ 大気汚染物質や悪臭は、滞留がなくとも移流があれば濃度が上昇する。配慮する地域として、「主風向の風下側になる地域」を追加してはどうか。(P22、P24)</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>

「地域脱炭素化促進事業制度全般」に関する意見

意見の要旨	県の考え方
<p>「促進区域に含めない区域」ではなく「開発を禁止する区域」を設定してほしい。(同趣旨4件)</p>	<p>本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第6項の規定により、市町村が促進区域を定めるにあたり県の基準を定めるものであり、規制する区域を定めるものではありません。</p>

3 主な修正箇所

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

令和6年 2月 外部有識者会議 (パブリック・コメント結果、最終案報告)
 3月 基準策定、公表

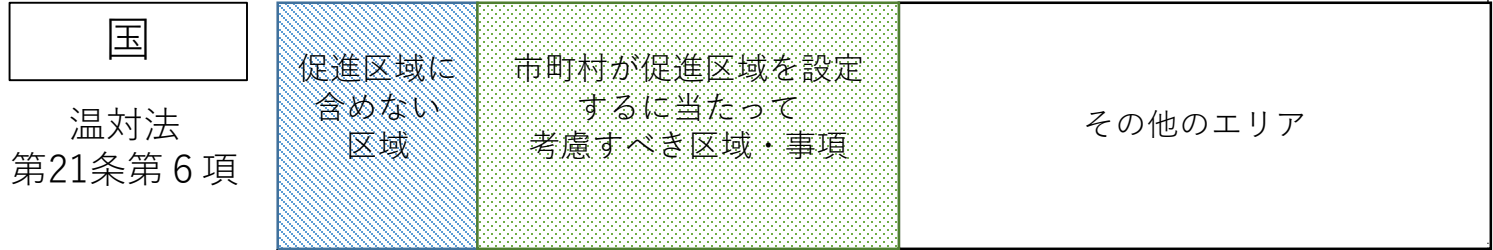
地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準（素案）からの主な変更箇所

箇所	変更前	変更後
P11	—	動物の生息地として「動物（水生生物含む。）の繁殖地、営巣地、移動経路、餌場等」を表 2-3 脚注に追加
P16	表 2-3⑯ 主要な人と自然との触れ合い活動の場(野外レクリエーション地)、当該場の利用形態及びアクセス特性に関する影響を極力回避又は低減すること。	主要な人と自然との触れ合い活動の場(野外レクリエーション地、 <u>教育活動（自然体験学習、部活動等）</u> に利用されている場所等)、当該場の利用形態及びアクセス特性に関する影響を極力回避又は低減すること。
P22	表 2-7② 大気質が滞留しやすい気象条件（逆転層）等を有する地域に対する影響を極力回避すること。	大気質が滞留しやすい気象条件（逆転層）等を有する地域又は <u>主風向の風下側になる地域</u> に対する影響を極力回避又は低減すること。
P24	表 2-7⑧ 悪臭が滞留しやすい気象条件（逆転層）や社会的条件から影響を受ける可能性のある地域に対する悪臭による影響を極力回避又は低減すること。	悪臭が滞留しやすい気象条件（逆転層） <u>を有する地域、主風向の風下側になる地域</u> 又は社会的条件から影響を受ける可能性のある地域に対する悪臭による影響を極力回避又は低減すること。
P28	—	「参考資料 表 2-1～表 3-1 に記載の法令・区域の説明」を追加

促進区域の 設定イメージ

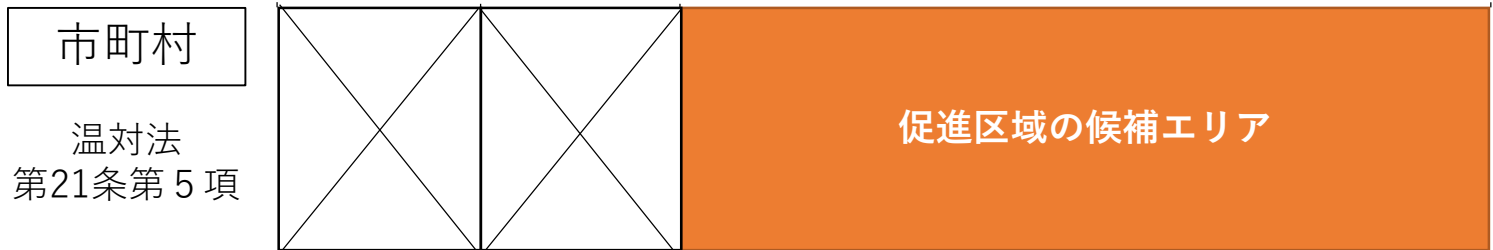
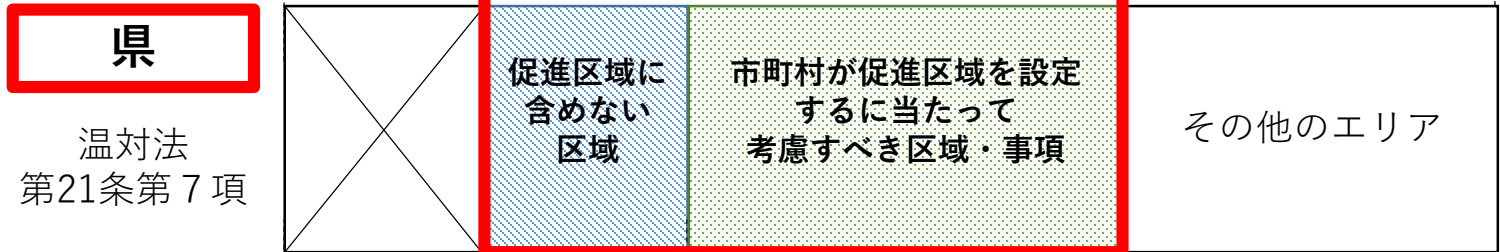
県全体のエリア

< 促進区域の設定に関する国基準 >



今回定める基準

< 促進区域の設定に関する県基準 >



再エネ発電施設
設置等の事業を誘導

促進区域

区域内で実施する事業
は優遇措置がある

候補エリアから
市町村が設定

※温対法 = 地球温暖化対策の推進に関する法律